

## 公募公告

### 1. 案件名

対日投資資本提携支援業務

### 2. 委託内容・目的

日本貿易振興機構は、政府の「日本再興戦略」（2013年6月閣議決定）にて掲げられた対内直接投資残高倍増目標（2020年：35兆円）の達成に貢献すべく、投資案件の誘致に取り組んでいます。今般、外国・外資系企業と日本企業との資本提携を支援するため、当該外国・外資系企業と日本企業との資本提携実現までの道筋をつける事を目的として、提携先候補となる日本企業のリスト作成業務および実効性の高い面談の斡旋・設定業務を委託します。

### 3. 業務委託限度額

外国・外資系企業1社あたりの資本提携の候補となる日本企業のリスト作成について500,000円（税別）を上限とします。また、外国・外資系企業1社あたりの面談設定について1,300,000円（税別）を上限とします。外国・外資系企業の件数は最大2社、上限となる総額は3,600,000円（税別）です。

### 4. 採択者

1者（予定）

### 5. 応募資格

応募資格を有するものは、次の項目の全てに該当する法人とします。

- (1) 日本貿易振興機構の「契約に関する内規」第12条に該当しない者であること。
- (2) 日本貿易振興機構の「競争参加資格に関する内規」第3条第1項に定める、競争参加資格者名簿に記載された者であり、令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）「役務の提供等」のA等級、B等級、C等級又はD等級に格付けされている者であること。なお、全省庁統一資格において当該資格を有する者は、同等級に格付けされているものとみなす。
- (3) 上記5.(2)の資格を有していない者であっても、以下により日本貿易振興機構の競争参加資格を申請し、審査を受け、当該資格を有することが確認できた者であること。

申請方法：2019年7月31日（水）17時00分までに、申請書類を日本貿易振興機構の競争参加資格登録デスクまで提出するとともに、本案件への応募を目的とする申請である旨を同デスクまで連絡すること。同デスクの連絡先は下記17.(5)に記載のとおり。

審査の結果は2019年8月1日（木）17時00分までに同デスクより連絡する。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申し立てが成されている法人又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申し立てがなされている法人でないこと。
- (5) 公募開始日から採択者決定日までの期間、日本貿易振興機構又は経済産業省から指名停止措置を受けていないこと。

## 6. 契約期間

契約締結日から2020年3月31日（火）まで

## 7. 業務委託内容

公募説明書のとおり。

## 8. 提出先・問い合わせ先

〒107-6006 東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル7階

日本貿易振興機構 対日投資部 外国企業支援課

<担当者> 外国企業支援課 大野、大澤

TEL：03-3582-8347 FAX：03-3584-6024

※応募書類は返却いたしません。

※応募書類の作成、提出にかかる交通費等、本件への応募に関して生じた経費は支給いたしません。

## 9. 公募説明書の交付場所

本公告の日から上記8. 及び公募説明会の会場にて交付。

## 10. 公募説明会の日時及び場所

2019年7月30日（火）13時30分～14時30分

日本貿易振興機構 本部（東京） 対日投資ビジネスサポートセンター IBSCホール（7階）

※説明会参加者は1社・団体につき最大2名とします。

## 11. 質問の受付

(1) 質問の受付方法：Eメール [jad@jetro.go.jp](mailto:jad@jetro.go.jp)

(2) 質問の受付期間：

2019年7月30日（火）から2019年8月2日（金）12時00分まで

(3) 質問の回答方法：Eメール（公募説明書を受領した者全員に回答する）

(4) 質問の回答期限：2019年8月2日（金）17時00分

## 12. 提出期限

2019年8月9日（金）12時00分 必着（持参、郵送とも）

※封筒に「対日投資資本提携支援業務応募書類在中」と朱書きしてください。

※上記 8. 提出先まで持参又は郵送願います。

※郵送の場合は信書便（書留郵便等配達記録が残るもの）に限ります。

※FAXやEメールでの応募は受け付けません。

### 1 3. 審査方法

#### (1) 審査方法

提案書等の書類を審査し、最も高い評価を得た者を採択者として決定します。

#### (2) 審査項目

提出された企画提案内容について、以下の項目等に沿って審査・採点を行ないます。詳細は公募説明書を参照してください。

①業務の実施方針等

②組織の経験・能力

③業務従事予定者の経験・能力

### 1 4. 選定結果の通知、公表

(1) 採択者については、2019年8月15日（木）まで（予定）に決定し、個別に全応募者に対して可否の結果を通知するとともに、日本貿易振興機構のウェブサイトに採択者名を掲載します。なお、不採択の企画提案に関する個別の問い合わせには一切応じることができませんので、予めご了承ください。

(2) 採択後、採択者と日本貿易振興機構で打ち合わせを実施し、契約締結準備を行いますが、採択は契約を保証するものではありません。

### 1 5. 契約形態

日本貿易振興機構と採択者との間で、業務委託契約書を締結します。

### 1 6. 個人情報の取り扱い

選定過程で知り得た個人情報は、委託先選定および本業務遂行のために使用します。

### 1 7. 競争参加資格に関する問い合わせ先

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書の作成の要否 要。

(3) 採択決定後においても、採択者が提出した書類等について虚偽の記載があることが判明した場合には、採択決定を取り消し、採択者に対して損害賠償を求める場合があります。

(4) 全省庁統一資格をもって公募に参加し採択者となった場合は、日本貿易振興機構の競争参加資格に登録するものとします。

(5) 競争参加資格に関する問い合わせ先

〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12番32号 アーク森ビル11階

日本貿易振興機構 競争参加資格登録デスク (オフィスサプライセンター内)

TEL : 03-3582-4955 FAX : 03-3505-6579 E-mail : [touroku@jetro.go.jp](mailto:touroku@jetro.go.jp)

なお、申請要領及び申請書フォーマットは日本貿易振興機構のウェブサイトを参照のこと。

<https://www.jetro.go.jp/procurement/registration/>

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること  
(当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。)

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）